

総 務 常 任 委 員 会

所 管 事 務 調 査 報 告 書 (案)

(地域における動物に関する諸課題について)

令和 年 月 日

目 次

1 調査に至った経緯		1 ページ
2 所管事務調査の概要		1 ページ
(1) 所管事務調査の決定		1 ページ
(2) 委員会の開催状況		1 ページ
(3) 執行部からの説明		2 ページ
(4) 委員構成		2 ページ
(5) 調査のため出席を求めた説明員		2 ページ
(6) 参考人		2 ページ
(7) 現地視察の説明者		3 ページ
3 調査結果		4 ページ
(1) 第2回（令和7年8月5日開催）		4 ページ
(2) 第4回（令和7年9月12日開催）		6 ページ
(3) 第5回（令和7年10月24日開催）		7 ページ
(4) 第7回（令和7年12月9日開催）		8 ページ
4 委員会としての所見		10 ページ

1 調査に至った経緯

ペットは生活に潤いや安らぎをもたらし、ペットの存在が生きがい等につながることもある。その一方で、多頭飼育問題や飼養継続困難等のペットの飼養に関する様々な課題や野良猫等への無責任な給餌等による課題も生じている。

また、本市は、神奈川県西部地震などの大地震による被害が想定されているほか、全国的にも記録的な台風や集中豪雨による甚大な被害が発生していることから、災害時のペットの対応についても喫緊の課題であると考えられる。

そうした状況を踏まえ、市内で起こっている動物に関する課題について把握し、市として取り組むべき事項等について調査、研究するため、「地域における動物に関する諸課題について」を、本常任委員会の所管事務調査のテーマとすることとした。

2 所管事務調査の概要

(1) 所管事務調査の決定

令和7年7月10日の本常任委員会において、次のとおり、調査事項、目的、方法及び期間を決定し、小田原市議会会議規則第70条第1項の規定により議長に通知をした。

ア 調査事項

地域における動物に関する諸課題について

イ 目的

地域における動物に関する諸課題とその解決に向けた方法を調査し、必要に応じて提言をすること。

ウ 方法

委員会の協議により、所管課に報告や資料提出を求めるとともに、必要に応じて参考人招致等を行い、報告書を作成する。

エ 期間

令和7年7月10日から調査終了まで

(2) 委員会の開催状況

回 数	開 催 日	主 な 内 容
第1回	令和7年7月10日	調査事項、目的、方法及び期間の決定
第2回	令和7年8月5日	・本市の動物に関する現状等について（所管による説明）

		・課題等の協議
第3回	令和7年9月5日	今後の調査の進め方の協議
第4回	令和7年9月12日	給餌による環境衛生への影響について（参考人招致）
第5回	令和7年10月24日	多頭飼育・不適正飼育の現状等について（神奈川県動物愛護センターの現地視察）
第6回	令和7年11月7日	今後の調査の進め方の協議
第7回	令和7年12月9日	野良猫に関する課題等について（参考人招致）
第8回	令和8年2月18日	報告書（案）の検討
第9回	令和8年4月16日	報告書（案）の検討

(3) 執行部からの説明

市執行部の関係する所管から、第2回に説明を受けた。

(4) 委員構成

委 員 長	清 水 隆 男	(誠 新)
副 委 員 長	金 崎 達	(公 明 党)
委 員	小 谷 英 次 郎	(進 民 の 会)
委 員	岩 田 泰 明	(無 会 派)
委 員	原 久 美 子	(誠 新)
委 員	井 上 昌 彦	(維新の会・次世代おだわら)
委 員	武 松 忠	(誠 和)
委 員	篠 原 弘	(志 民 ・ ミ モ ザ の 会)

(5) 調査のため出席を求めた説明員

環 境 部 長	樋 口 肇
環 境 部 副 部 長	山 口 一 哉
環 境 保 護 課 長	瀬 戸 太 一 郎

ほか関係職員

(6) 参考人

第4回（令和7年9月12日）及び第7回（令和7年12月9日）には、小田原市議会委員会条例第28条に基づき、参考人を招致して、本市の動物に関する諸課題の現状について意見等

を聴取した。

■参考人

第4回（令和7年9月12日）

令和6年12月25日付「野鳥（主に鳩）の餌やり禁止条例施行に関する要望書」提出者
杉崎 武彦 氏 ほか2名

第7回（令和7年12月9日）

小田原猫ボランティアネットワーク代表
動物愛護推進員
岩崎 伸也 氏

(7) 現地視察の説明者

第5回（令和7年10月24日）には、神奈川県動物愛護センターの現地視察を行い、多頭飼育・不適正飼育の現状等について説明を受けた。

■説明者

神奈川県生活衛生課動物愛護グループ グループリーダー 遠藤 亜紀 氏
神奈川県動物愛護センター 愛護・指導課長 飯川 俊郎 氏
神奈川県小田原保健福祉事務所生活衛生部 環境衛生課長 狭間 純 氏

3 調査結果

(1) 第2回 本市の動物に関する現状等について（令和7年8月5日開催）

本市の動物に関する現状等について、所管である環境部から説明を受け、質疑を行った。

ア 法令に基づく市町村の役割について

法律名	市町村の役割
狂犬病予防法	・登録及び鑑札の交付 ・予防注射済票の交付
動物の愛護及び管理に関する法律	普及啓発（地域の実情に応じた関係者との連携）
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	県から権限移譲された鳥獣類の捕獲許可

イ 犬・猫の飼い方マナーについて

【市が実施していること】

- ・狂犬病予防注射の接種率向上のための狂犬病予防集合注射
- ・広報紙や愛犬手帳を活用したマナー啓発、犬のしつけ教室の開催、ふん尿放置禁止の看板の貸与
- ・野良猫を自らの飼い猫として室内で飼養する場合の去勢・不妊手術費補助金の交付（オス2000円、メス3000円上限）
- ・公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」の行政枠チケットを活用したTNR事業

※「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主がいない猫に対し、TNR（Trap 捕獲、Neuter 不妊去勢手術、Return 元の場所に戻す）を行い、不妊去勢手術費用の全額を公益財団法人どうぶつ基金が負担する事業。本市では、「Trap 捕獲」、「Return 元の場所に戻す」の部分ボランティアが実施している。

【マナー啓発用看板貸出数】

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
犬	249	253	217	159	183
猫	20	5	24	29	1

ウ 多頭飼育問題について

【市が実施していること】

- ・多頭飼育崩壊してしまった猫の不妊去勢手術及びボランティアとの協働による里親探し
- ・神奈川県小田原保健福祉事務所を中心に、本市の環境部や福祉健康部、動物愛護推進員等をメンバーとする「多頭飼育問題に係る見守りチーム」との連携

※令和元年度から令和6年度までの間で、県と連携して対応したケースは5件

エ 野生動物への対策について

【市が実施していること】

- ・県から権限移譲を受けた獣類14種、鳥類23種の捕獲許可書を交付
- ・小田急電鉄のハンターバンク、NP0 法人おだわらイノシカネット等の協力による捕獲
- ・小田原駅周辺ヘカラス用の捕獲檻を設置
- ・生ごみがカラスの餌となっていることから、ごみ出しルールの徹底のための広報紙による周知やごみ集積場所用ネットの貸出

【市が把握している鳥獣の捕獲数の推移（抜粋）】

区分	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニホンジカ	301	462	454
イノシシ	212	304	496
カラス	77	95	74

オ 給餌による環境衛生の悪化について

- ・野鳥類等への給餌に対する苦情が数件寄せられている。
- ・幾つかの自治体で制定されている「餌やり禁止条例」の対象は公の場所や公共の場所としているところが多く、民有地における行為への規制は難しいと聞いている。
- ・令和元年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正で県の指導等の対象となる「周辺の生活環境が損なわれている事態が生じたと認められる起因となる活動」に「給餌・給水」が追加され、これにより飼養していない動物（野良猫や野鳥等）への給餌・給水にも指導等の対象が拡大された。

カ ペット防災について

- ・ペット避難を受け入れる側である広域避難所運営委員会に向けて、小田原獣医師会と協働し、「避難所・避難場所におけるペットの受入れガイドライン」を策定

- ・避難所によって物理的な形状や状況が異なるため、受け入れ場所などの詳細については、最終的には各広域避難所運営委員会の判断による。
- ・新玉地区では、飼い主が協力してペットの飼養管理を行えるよう「飼い主の会」が発足している。

(2) 第4回 給餌による環境衛生への影響について（令和7年9月12日開催）

給餌による環境衛生への影響について、参考人から説明を受け、質疑を行った。

【参考人が認識している現状】

- ・ハトに定期的に給餌している人がおり、朝夕に給餌を待つハトは100羽近くいる。
- ・ハトだけでなくカラスや他の野鳥の増加、ふんによる景観の悪化や臭気、羽毛の散乱、電線の垂れ下がり等がある。
- ・電線にとまったハトにふんを落とされた人が何人もいる。
- ・外に布団や洗濯物が干せない、羽毛や臭気によって窓を開けられない家がある。
- ・ふんの影響だと思われるが、小田原市の構造物の柱（手すり）が腐食している。
- ・今のところ影響はないと認識しているが、ハトのふん害による様々な感染症も懸念している。

【参考人が考える課題・対応策】

- ・行政へも相談したが、「今の現状を把握はしている。決して認められる状況ではないけれども、餌やりをやめさせることもできない。」とのことだった。
- ・行政が餌やりをやめさせることのできる環境を整えていただき、その一つに条例というものもあるのかもしれないが、そういう行動も起こせないのは問題だと思っている。それができるような環境、条例をつくっていただくことが一番の要望である。
- ・東京都の自治体にあるそうだが、罰則付きの条例をつくり、条例を発動しないまでも、強力な行政指導につなげていただきたい。
- ・条例として進んでいくには時間もかかるだろうから、早急に「野鳥への餌やりはやめてください」という看板を掲げてもらいたい。また、「頭上注意」、「ハトのふん注意」などの看板をつけることも必要だと思う。

(3) 第5回 多頭飼育・不適正飼育の現状等について（令和7年10月24日開催）

多頭飼育・不適正飼育の現状等について、神奈川県動物愛護センターの現地視察を行い、県職員から説明を受けた後、質疑を行った。

ア 多頭飼育問題について

【現状】

- ・令和7年4月1日から同年10月1日までの間で小田原保健福祉事務所が小田原管内で多頭飼育の指導をした回数は62回である。
- ・多頭飼育崩壊が発生した場合、県では聞き取りや現場の立ち入り等により状況を確認、必要に応じて適正飼養の指導を実施しており、どうしても飼養の継続が難しい場合のみ飼い主の申し出により引き取りを実施している。
- ・施設で保護できる頭数は限りがあるため、多頭飼育崩壊が発生すると、頭数によっては同時に引き取ることが困難なケースもあり、対応に苦慮することもある。
- ・保健福祉事務所だけでは対応困難なケースが多く、保健福祉事務所で探知した情報を関係機関と必要に応じて共有・協力し、円滑に改善に進んでいるケースがある。

【課題・対策】

①早期発見・早期探知

- ・不適正な多頭飼育には早期発見・早期探知が必要である。
- ・多頭飼育探知チェックシートの活用や多頭飼養届出書・県民からの苦情・市町村からの情報等により、多頭飼育問題に陥るリスクのある飼い主を探知している。
- ・地域の社会福祉を担う関係者にも多頭飼育問題や早期対応の重要性等について周知が必要である。

②関係機関との連携

- ・多頭飼育問題は、飼い主が経済や健康状態に問題を抱えていたり、地域から孤立しているなど、社会的な問題を抱えていることが多い。
- ・動物の問題というより人の問題である。
- ・飼い主の状況等を考慮した関係機関の協力や様々な分野の多角的な支援が必要である。

イ 災害時における課題・対策について

- ・動物愛護センターでは、倉庫にケージ等を備蓄している。
- ・県としては、マイクロチップの普及啓発等を行っている。
- ・マイクロチップが装着されていて、登録情報が更新されていれば飼い主の特定が可能だが、さらなる普及啓発が必要な状況である。

(4) 第7回 野良猫に関する課題等について（令和7年12月9日開催）

市内における野良猫に関する課題等について、参考人から説明を受け、質疑を行った。

ア 野良猫について

【参考人が認識している現状】

- ・令和7年1月から同年12月5日までの期間で、TNRをした頭数は約200頭である。それでもまだ手術が済んでいない猫が市内には多数存在している。

【TNR 活動等のボランティア】

- ・TNR 時に、元に戻すのが困難（2か月以内の子猫、傷病・病気、そこに戻すと迫害を受けてしまう可能性が高いなど）と判断した場合にその猫を保護するが、里親が見つかるまでの間、ボランティアが預かって必要な治療を受けさせたり、譲渡できるようにトレーニングするなどの期間が必要となる。
- ・許容範囲を超えて預かりボランティアをしている方が非常に多い。

【参考人が考える課題・対応策】

- ・猫を守りたい方と猫被害を何とかしたい方の間で対立が生まれている地域が非常に多いと感じている。お互いが歩み寄り、互いに妥協点を見つけて、解決策を見つけていくのが理想ではあるが、なかなか難しい。
- ・どのようにして地域猫として発展させていくかが TNR 後の課題としてある。トイレはどうするのか、継続した餌やりが可能か、そこに戻した際に猫が安全に暮らしていけるのかということが問題となってくる。
- ・4年以上新たに子猫が生まれることなく、地域で見守られているエリアも小田原市内で成功例としてある。そこに地域猫の普及のヒントがあるのではないかと考えているため、しっかりと掘り下げられたら今後につなげられるのではないかと考えている。
- ・無責任な餌やりもなかなか減らない。通りがかりに猫がいるということで餌をばらまいていってしまう、餌をそのまま放置してしまう、人間の食べ物をばらまいていくというケースもあり、こうした行動がかえって猫を苦しめている結果になっている。このようなことも広く知っていただきたい。
- ・TNR 活動や地域猫の考え方を普及啓発し、多くの方々に知ってもらうことが必要だと感じている。

イ 多頭飼育問題について

【参考人が認識している現状】

- ・小田原市内でも多頭飼育現場は存在しており、猫の健康被害による崩壊だけではなく、

住居そのものが崩壊しているケースもあった。

- ・賃貸物件の管理会社から保健所への連絡、ケアマネジャーからの相談、近隣からの連絡により発覚する例もある。
- ・経済的な事情や精神的に不安定な状態であるために、多頭飼育崩壊に至ったケースも多く存在している。
- ・顕在化していないが、実際に多頭飼育により崩壊している、崩壊寸前の現場は、多く存在していると思われる。

【参考人が考える課題・対応策】

- ・多頭飼育問題解決のためには、とにかく早期発見・早期対策が必要である。
- ・多頭飼育崩壊させないためには近隣からの通報も重要となるが、ご近所づきあいからなかなか言い出せないなどの理由で発覚が遅れてしまうことも多々ある。
- ・適正な飼い方、なぜ手術を受けさせないといけないかなど、正しい知識を広く普及させていくことも重要である。

ウ その他

【参考人が考える課題・対応策】

- ・ボランティアは、動物を保護して治療を受けさせ、保護するに当たっての初期医療（手術、ワクチン・ノミダニ駆除など）や継続的な治療が必要となる場合も自費で行っている。
- ・救える命を救いたいという思いで日々保護活動に尽力してくださっているが、こうしたボランティアがだいぶ疲弊してきている。
- ・ボランティアのみでは、動物保護・愛護活動を継続するのは厳しくなっている状況であり、ボランティアの負担軽減できる施策（資金面での問題、保護ができるシェルター設置、行政施設での譲渡会の定期的な実施等）を講じていただきたい。
- ・動物の適正飼養方法や避妊去勢手術の必要性、TNR 活動、地域猫活動、多頭飼育現場への対策を、市民の方々に広く普及啓発を行っていただきたい。

4 委員会としての所見

本委員会における「地域における動物に関する諸課題について」の所管事務調査は、幅広い視点がある中、「多頭飼育・不適正飼育」、「給餌による環境衛生への影響」、「野良猫に関する問題」、「ペット防災」及び「野生動物による農業被害やジビエの活用」の5つをポイントとして調査することとした。

執行部や参考人から説明を受けて把握した本市の現状や課題等、現地視察を行う中で得た知見などを踏まえ、委員会内で協議し、次のとおり意見集約を行った。

(1) ペットの適正飼養・終生飼養について

ア 市、県、福祉関係者等の連携体制の強化

動物の愛護及び管理に関する法律にうたわれているように、飼い主には、ペットがその命を終えるまで適切に飼養する終生飼養の責任がある。

しかし、近年、不適正な飼養に起因する多頭飼育崩壊や、飼い主の高齢化等により飼養の継続が困難となる事例も起きている。

神奈川県動物愛護センターの視察等を通して、多頭飼育問題の背景には、飼い主が経済面や健康面に課題を抱えていたり、地域から孤立していること等の社会福祉的な問題が潜在している場合があることが浮かび上がってきた。

また、今後も高齢化が進む中、高齢者とペットに関する課題についても市として積極的に取り組むべき重要なテーマであると考ええる。

これらの課題は、「動物の問題」としてだけではなく、「人の問題」としても捉えられることから、課題解決に当たっては、環境部、福祉健康部、県保健福祉事務所や福祉関係者等が連携し、適時適切に情報共有を行うことが必要である。

多頭飼育問題への対応や、高齢等により飼養の継続が困難となるケースへの対応については、特に、早期発見・早期対応が重要であると考えられることから、迅速かつ緊密な情報共有が可能となるよう、関係者間の連携体制の強化を求める。

イ 周知・啓発の推進

(ア) 不適正な飼養の情報提供に関する周知・啓発

多頭飼育崩壊につながる不適正な飼養に関する情報を、市や県保健福祉事務所が、できる限り早く得るためには、近隣住民や福祉関係者等からの情報提供が重要となってくる。

そのため、不適正な飼養の兆候をつかむためのポイントや早期発見・早期対応の重要性、相談窓口等について、広報紙やホームページ、福祉関係者向けの研修等を活用し、広く周知・啓発を行うことを求める。

(1) 適正飼養・終生飼養に関する周知・啓発

不適正な飼養や、飼養の継続が困難となる状況を未然に防ぐためには、動物の飼養に必要な知識や終生飼養の重要性等について、飼い主だけでなく、これから動物を飼おうと考えている方をはじめとする市民の十分な理解が必要である。

そのため、これまでホームページや愛犬手帳等を通じて行ってきた周知・啓発に加え、他自治体の事例も参考に、様々な機会を捉えて、より積極的な周知・啓発を行うことを求める。

(2) 周辺の生活環境に影響を及ぼす無責任な給餌について

ルールやマナーに配慮しない給餌は、ふん尿や悪臭、鳴き声の問題等、周辺の生活環境に影響を及ぼすことがある。

所管からの説明によると、動物の愛護及び管理に関する法律の「周辺の生活環境が損なわれている事態が生じたと認められる起因となる活動」には「給餌・給水」が含まれており、県の指導等の対象とされているとのことである。

しかしながら、指導等の対象となる動物については、野生動物か否かの判断によるところがあり、野鳥等野生動物とみなされる動物への給餌を起因として周辺の生活環境が損なわれている場合の対応が難しいという課題がある。

については、市としては、住民に密接に関わる自治体として、県と課題解決に向けた連携を強化することをはじめ、市としてできる取組を模索し、市民に寄り添った対応に努められたい。

(3) 野良猫に関する問題について

本市では、現在、野良猫対策として、野良猫を自らの飼い猫として飼養することを前提とする去勢・不妊手術費補助金の交付や公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこ無料不妊手術事業」の行政枠チケットを活用した TNR 事業を実施している。

本市の TNR 事業等、ボランティアによる協力を基盤として進められている事業もあるが、調査の中では、負担が大きく、活動の継続が難しくなっている状況があるとの声が聞かれた。

継続的なボランティア活動につなげていくためにも、公共施設での譲渡会の実施やボランティアが活用できる補助制度に関する情報提供等、市として可能な支援を行っていただきたい。

また、他自治体では、地域猫活動（※）を支援している事例もある。そうした事例の研究も行いながら、市民等への周知・啓発等も含め、より積極的に、野良猫に関する問題の解決に向けた取組を推進していくことを求める。

(4) 人と動物との共生のために

人と動物とが共生していくためには、市民一人一人が、動物愛護や適正な飼養等について関心・理解を深めることや、ルールやマナーを適切に守ることが必要であると考えます。

また、動物の愛護及び管理に関する法律では、市の役割として、動物の愛護と適正な飼養に関する普及啓発を図ることや、動物愛護週間においてその趣旨にふさわしい事業を実施することが定められている。

そうしたことから、市としては、イベント等の多くの市民の目に触れる場面を活用した普及啓発や動物愛護週間を活用した事業実施のさらなる推進を図られたい。

そして、県との協力関係を一層深めつつ、市としての責務を確実に果たすことを期待するものである。

以上、本総務常任委員会所管事務調査報告書が、今後の地域における動物に関する諸課題の解決に寄与することを望むものである。

なお、今期、詳細な調査に至らなかった「ペット防災」及び「野生動物による農業被害やジビエの活用」については、次期、引き続き調査に取り組むべき重要な課題であると考えます。

※地域猫活動：住民主導により、地域住民の合意と協力の下で野良猫を適正に飼養・管理し、野良猫による問題の解決を目指す活動のこと（参考文献：神奈川県「神奈川県猫の適正飼養ガイドライン（人と猫のよりよい共生を目指して）」平成 23 年 3 月）

総 務 常 任 委 員 会
所 管 事 務 調 査 報 告 書 (案)
(持続可能な自治会運営について)

令和 年 月 日

目 次

1	調査に至った経緯	1 ページ
2	所管事務調査の概要	1 ページ
	(1) 所管事務調査の決定	1 ページ
	(2) 委員会の開催状況	1 ページ
	(3) 執行部からの説明	2 ページ
	(4) 委員構成	2 ページ
	(5) 調査のため出席を求めた説明員	2 ページ
3	調査結果	3 ページ
	(1) 第2回（令和7年9月5日開催）	3 ページ
	(2) 第4回（令和7年11月7日開催）	5 ページ
	(3) 第5回（令和7年12月4日開催）	6 ページ
4	行政視察	8 ページ
5	委員会としての所見	9 ページ

1 調査に至った経緯

自治会は、防災対策やごみ集積所の管理等、暮らしに密接に関わっており、地域社会の基盤となる存在である。

しかし、近年、人口減少や少子高齢化、世帯構成の変化や価値観の多様化等を背景に、自治会の加入率の低下や役員の担い手不足等が全国的にも課題となっており、本市においても、活動が継続できなくなった自治会が出てくるなど、課題が顕在化してきている状況である。

そこで、地域において重要な役割を担う自治会が、今後も継続して活動していくために必要と考えられる市の支援策等について調査、研究するため、「持続可能な自治会運営について」を本常任委員会の所管事務調査のテーマとすることとした。

2 所管事務調査の概要

(1) 所管事務調査の決定

令和7年7月10日の本常任委員会において、次のとおり、調査事項、目的、方法及び期間を決定し、小田原市議会会議規則第70条第1項の規定により議長に通知をした。

ア 調査事項

持続可能な自治会運営について

イ 目的

持続可能な自治会運営に関する市の支援等について調査し、必要に応じて提言をすること。

ウ 方法

委員会の協議により、所管課に報告や資料提出を求めるとともに、必要に応じて参考人招致等を行い、報告書を作成する。

エ 期間

令和7年7月10日から調査終了まで

(2) 委員会の開催状況

回数	開催日	主な内容
第1回	令和7年7月10日	調査事項、目的、方法及び期間の決定
第2回	令和7年9月5日	・本市の自治会の現状等について（所管による説明） ・今後の調査の進め方の協議

第3回	令和7年9月30日	今後の調査の進め方の協議
第4回	令和7年11月7日	所管への文書照会による調査結果の共有
第5回	令和7年12月4日	県内各市への文書照会による調査結果の共有
第6回	令和7年12月19日	意見のとりまとめ
第7回	令和8年1月22日	意見のとりまとめ
第8回	令和8年3月19日	報告書（案）の検討
第9回	令和8年4月16日	報告書（案）の検討

令和7年11月11日に北海道札幌市において、本テーマに関連する事項の行政視察を行った。
また、令和7年12月2日には、小田原市自治会総連合の理事9名と意見交換会を行った。

(3) 執行部からの説明

市執行部の関係する所管から、第2回に説明を受けた。

(4) 委員構成

委員長	清水隆男	(誠新)
副委員長	金崎達	(公明党)
委員	小谷英次郎	(進民の会)
委員	岩田泰明	(無会派)
委員	原久美子	(誠新)
委員	井上昌彦	(維新の会・次世代おだわら)
委員	武松忠	(誠和)
委員	篠原弘	(志民・ミモザの会)

(5) 調査のため出席を求めた説明員

理事・市民部長	石井裕樹
市民部副部長	岩田祥和
地域政策課長	草柳俊之
地域コミュニティ担当課長	加藤和永

ほか関係職員

3 調査結果

(1) 第2回 本市の自治会の現状等について（令和7年9月5日開催）

本市の自治会の現状等について、所管である市民部から説明を受け、質疑を行った。

ア 単位自治会の現状等について

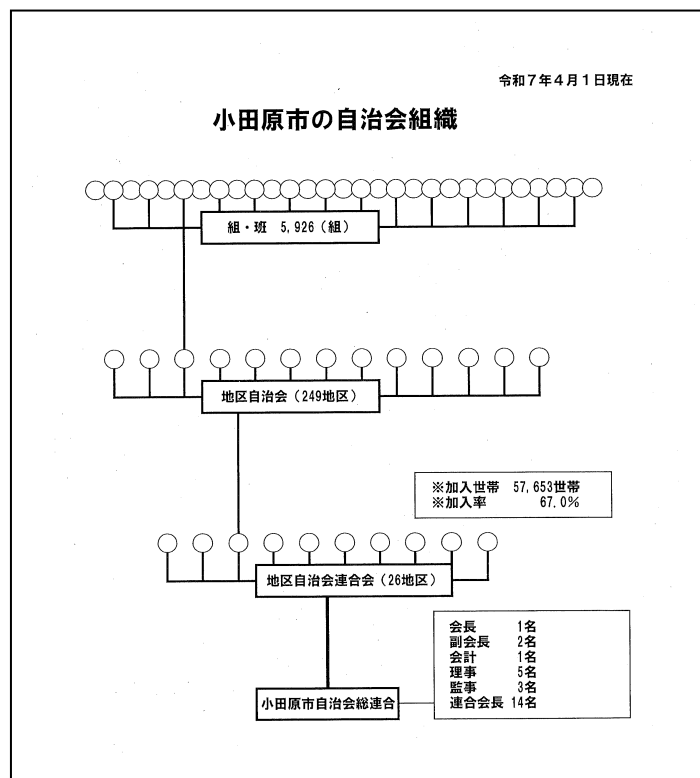
(ア) 自治会の目的（役割）

- ・地域住民の融和と相互扶助であり、住民同士の心の通い合う住みやすい地域をつくること。
- ・住民と行政との橋渡し役としての役割があり、さらに、地震や自然災害に強いまちづくりや環境美化を進めていくこと。

(イ) 現況（令和7年4月1日現在）

- ・人口 185,293人
- ・世帯数 85,965世帯
- ・自治会加入世帯 57,653世帯
- ・自治会加入率 約67%

(ウ) 自治会組織



小田原市自治会総連合

「令和7年度自治会長ハンドブック」

イ 単位自治会・自治会連合会と市の関わりについて

(ア) 業務委託等

- ・地区行政事務委託：回覧やポスター掲示等の行政文書の配布や市の事業への協力
- ・広報小田原配布業務委託：広報小田原の配布（毎月）
- ・市議会だより配布業務委託：市議会だよりの配布（年４回）
- ・県のたより配布：県のたよりの配布（毎月）

(イ) 各種委員推薦依頼

【自治会連合会単位の推薦】

項 目	内 容	任期・謝礼等
民生委員・児童委員	社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助につなぎ、社会福祉の増進に努める。	任期３年 90,000円/年
青少年育成推進員	青少年の体験活動等の推進を図るための指導、青少年に関する相談・調査を通じて青少年の健全育成に望ましい地域づくりを推進する。	任期２年 48,000円/年
健康おだわら普及員	市民が自ら健康を守り育て、地域に根差した健康づくり運動が展開できるように、地域の核となり、行政とともに市民の健康づくりの発展、向上を目指す。	任期２年 16,200円/年
小田原警察署管内 防犯指導員	警察官が行う防犯活動に協力して、防犯広報、防犯指導を行い、地域住民の自主防犯意識の高揚を図る。	任期２年 1,200円/１回

【単位自治会の推薦】

項 目	内 容	任期・謝礼等
広報委員	市からの広報事項等を担当区域の住民に周知、担当区域の市政への要望事項を市に報告する。	任期１年 63,000円/年 ＋世帯割
環境美化推進員	地域の環境美化の促進・美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進するために活動する。	任期２年 3,000円/年
防災リーダー	自主防災組織の育成強化・充実を図り、住民の防災意識の高揚と市民生活の安全確保に寄与するために活動する。	任期２年 3,000円/年

ウ 市から見た単位自治会における主な課題について

- ・自治会加入率の低下
- ・担い手不足
- ・自治会（役員）への業務負担 ※自治会からは委員推薦や回覧物について改善要望あり

エ 市から単位自治会に対する主な支援等について

- ・転入者への加入促進チラシの住民窓口での配付
- ・加入促進月間に合わせて広報紙へ自治会特集記事の掲載
- ・補助金の交付
- ・自治会の合併に関する相談対応
- ・庁内に対して自治会に回覧やポスター掲示等を依頼する際のルールの徹底の呼びかけ

(2) 第４回 所管への文書照会による調査結果の共有（令和７年１１月７日開催）

本市の自治会の現状等について、所管である市民部に対し文書照会による調査を行ったが、結果は次のとおりであった。

ア 自治会の加入率の推移

令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
71.9%	70.2%	68.7%	67.0%

小田原駅周辺地区は、マンション建設時にオーナーや管理会社と交渉し自治会加入を依頼、周辺の商店の方々も自治会加入することで非常に加入率が高い。加入率が低い地域は市縁辺部に多く、地域とのつながりが比較的希薄になりがちな新興住宅地や単身世帯用の集合住宅に集中している傾向がある。

イ 役員（会長・副会長・会計）の年齢状況（令和７年４月１日現在）

年齢区分	会長	副会長	会計	合計	
				人数	割合
65歳未満	43人	89人	91人	223人	24.0%
65歳以上75歳未満	118人	193人	110人	421人	45.3%
75歳以上85歳未満	81人	95人	42人	218人	23.5%
85歳以上	7人	6人	2人	15人	1.6%
不明	0人	29人	23人	52人	5.6%
合計	249人	412人	268人	929人	100.0%

ウ 自治会のデジタル化に向けた市としての取組

- ・防災ナビ用のタブレット端末を自治会長に貸与し、会議資料等を電子データで送付
- ・広報委員長会議資料をホームページに掲載

エ 自治会の加入促進に向けた取組

- ・アパート・マンション等の開発情報を該当自治会長に連絡
- ・公益財団法人神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部との自治会への加入促進に関する基本協定を締結
- ・デジタルサイネージ、スマートポール及び住民窓口モニターに加入促進動画を掲載
- ・加入促進チラシに申込用のQRコードを掲載

オ 行政依頼事務に関する取組

- ・委員推薦事務について、関係所管を集めた定期的な庁内連絡会議により協議

(3) 第5回 県内各市への文書照会による調査結果の共有（令和7年12月4日開催）

県内各市の自治会の現状等について、文書照会による調査を行ったが、そのうち特徴的な取組は次のとおりであった。

ア 全体

内 容	市 名
個々の町内会・自治会の悩みや課題を把握し、個々の課題に精通した近隣の町内会・自治会等、地域における様々な主体をアドバイザーとして派遣するアドバイザー派遣事業の実施	川崎市
「負担軽減」、「魅力度向上」、「周知啓発」の三つの柱を掲げた「ふじさわ自治・町内会支援戦略」を策定	藤沢市

イ 担い手不足の解消に向けた取組

内 容	市 名
自治会町内会の「活動者・担い手層」、「リーダー層」を対象に、新たな参加者を増やすためのヒントなど、具体的な事例を踏まえた効果的な手法等を学ぶ講座等を実施	横浜市
コミュニティ設計アドバイザーと協力し、アクションプランブックを作成、自治会運営の新たな参考書として周知	藤沢市

ウ 自治会のデジタル化に向けた市としての取組

内 容	市 名
デジタルツール等を紹介するガイドブックの作成、配布	横浜市
デジタルツールの展示、相談会の開催	横浜市
NPO 法人と協働で会計アプリを導入、Zoom 会議の実施を支援	大和市
自治会用 SNS の活用	海老名市
地域課題解決推進事業交付金等を活用したデジタル機器購入費等の財政面の支援	平塚市
電子回覧板導入に向けた情報共有、支援、検討等	鎌倉市、相模原市、厚木市、綾瀬市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市及び南足柄市

エ 自治会の加入促進に向けた取組

内 容	市 名
自治会町内会の活動紹介動画・事例集を作成	横浜市
図書館の期限票の裏面に自治会情報を掲載	相模原市
イベントの際に、ブース出展、チラシ等を配架	相模原市
加入促進パンフレットを作成、事業者による全戸ポスティングを実施予定	厚木市
商業施設や市役所内で加入 PR 活動を実施	座間市

オ 行政依頼事務に関する取組

内 容	市 名
依頼を行う各所管が取り組むべき事項や依頼を行う際のルールを「町内会・自治会依頼ガイドライン」として作成	川崎市
町内会・自治会連合組織への各種審議会等への委員就任及び出席依頼のエントリーを一元化（年2回）	川崎市
年度当初に庁内全所属に、自治会に依頼したい内容について確認、不要な依頼は差し控えるよう啓発	相模原市
市からの配布物と自治会掲示板への掲示依頼の廃止	大和市
委員等について自治会選出自体を廃止	厚木市
市職員の全ての階層別研修にて、自治会・町内会の疲弊した状況を説明、業務の見直しを働きかけ	藤沢市

4 行政視察

令和7年11月11日に、北海道札幌市で町内会の支援等に関する行政視察を行ったが、同市における主な取組は、次のとおりであった。

ア 全体

項 目	内 容
札幌市未来へつなぐ町内会 ささえあい条例	町内会の意義や重要性を、町内会、地域住民、事業者、札幌市が認識して、共有すること等を目的に制定
町内会アドバイザー派遣制 度	・希望する単位町内会及び連合町内会にアドバイザーを派遣 ・2か年の継続型支援等、各町内会の課題に合わせて支援
町内会未来塾	運営に役立つ知識等を学ぶ講座と参加者同士が情報共有やテーマに沿った意見交換を行うワークショップを開催
住民組織助成金	町内会の自主的な活動への財政的支援
町内会の維持及び活動の活 性化に関する施策の検討	・町内会・町内会の連合体との意見交換会やアンケートを実施 ・施策の実施状況をホームページで公表

イ 担い手不足の解消に向けた取組

項 目	内 容
町内会と若者をつなぐマッ チングシステム「マチトモ LABO」	高校生～34歳の若者が地域活動に参加するきっかけや接点 をつくるため、町内会と若者をつなぐマッチングシステム 「マチトモ LABO」を構築

ウ 自治会のデジタル化に向けた市としての取組

項 目	内 容
町内会デジタル活用促進補 助金	デジタルの活用を検討している町内会に環境整備のための 必要経費を補助（10万円上限/団体）
町内会デジタル化出前講座	デジタル化を検討している町内会に講師を派遣し、町内会活 動に役立つ講座を実施

エ 自治会の加入促進に向けた取組

項 目	内 容
町内会加入促進事業	若い世代を含めて町内会活動に、より関心を持ってもらう ため、「マチトモ応援大使」を任命。町内会応援ソングの制 作、各種イベントにおいて町内会活動の紹介等を実施

5 委員会としての所見

本委員会における「持続可能な自治会運営について」の所管事務調査は、執行部からの説明を受けるとともに、文書照会による本市及び県内他市の自治会の状況調査を行った。

本市の自治会については、県内他市と同様に加入率が減少傾向にあり、また、役員（会長・副会長・会計）の70%以上が65歳以上と、高齢化が進んでいる状況である。近年の就業年齢の引き上げ等の就業環境の変化や生活様式の多様化等に鑑みると、今後、担い手不足が一層深刻化することが懸念される。

こうした状況の中、地域社会の核である自治会が、今後も継続して活動していくために必要と考えられる市の対応等について、これまでの調査の結果や自治会からの声などを踏まえ、委員会内で協議し、次のとおり意見集約を行った。

(1) 行政依頼事務の見直しについて

自治会役員の負担感が大きいことが担い手不足につながっていると考えられるが、負担感の要因の一つとして、行政依頼事務の多さが挙げられる。

これまでも市として行政依頼事務の軽減に取り組んできたことは認識しているが、自治会からは、依然として負担の大きさや自治会に対する配慮不足についての声があることから、改めて見直す必要があると考える。

まずは、各所管が直接自治会に依頼している事務も含め、自治会の現状を踏まえることなく安易に依頼しているものや、検証が行われることなく継続して依頼しているものがないかを確認し、自治会でなければならないものか、依頼方法が適切かなどの視点を持って、総量の削減に向けて、全庁的に、改めて整理していただきたい。

また、特に各種委員の推薦依頼については、活動内容や活動頻度による違いはありと推測されるが、謝礼等の金額に大きな差があり、選任に苦慮するケースがあるとの声もあることから、庁内全体のバランスについても検討の余地がある。

今後、新たに自治会に事務を依頼しようとする際には、自治会に依頼する必要性の十分な検討や自治会側の負担軽減への配慮が行われるよう、各所管への周知・徹底を求める。

(2) デジタル化に対する支援について

自治会の負担軽減や担い手不足の解消を図る手段の一つとして、デジタル技術の活用が考えられる。

自治会からは、役員の内部事務作業のデジタル化についての声があることから、自治会のデジタル化の第1段階としては、「自治会所有文書のデジタル化」に対する支援が考えられる。

その方法の一つとして、自治会の定例的な事務の効率化やスムーズな引継ぎに役立つよう、会計帳簿、総会資料のひな形や引継書のフォーマット等について、必要とする自治会が共通

で利用できる様式を市として作成し、提供することが考えられる。

デジタル化の次の段階としては、「役員間の資料共有のデジタル化」、「活動の情報発信のデジタル化」、「回覧板の電子化」に対する支援が考えられる。

しかしながら、自治会によって必要とするデジタル技術やそのタイミングは異なると考えられることから、市には、自治会が活用できるデジタル化のメニューやツール、市内における導入事例の紹介を行うなど、希望する自治会がスムーズにデジタル化を進められるよう、全体の動向を見ながら支援に取り組むことを求める。

(3) 相談環境の整備について

自治会からは、社会状況の変化に対応した自治会運営についての悩みや、困ったときに相談できる相手がいないなどの声が聞かれる。

現在も市では、相談があった自治会の対応を行っているが、市に相談することに敷居の高さを感じている自治会や、市に相談してもよい内容なのか相談を躊躇している自治会もあるのではないかと推察される。

このような状況に鑑みると、自治会が市に対してより相談しやすい環境を整備する必要があり、その方法の一つとして、市としては、「よくある相談」や「他の自治会の参考になりそうな相談」の項目を自治会ハンドブック等に掲載し、自治会に周知することが考えられる。

また、自治会が相談しやすく、各自治会の状況に応じた対応が可能となるよう、地域に深く関わっている地域担当職員や既存の地域活動に関するアドバイザー制度の活用を検討するなど、相談環境の整備を求める。

(4) 自治会の役割等の再認識と共有について

自治会は、市と共に地域社会をつくっていく上で重要なパートナーであり、地域社会において核となる存在である。

自治会が今後もその機能を継続して発揮していくためには、自治会と市とがそれぞれの役割についてお互いに共通認識を持ち、自治会が本来の自治会固有の活動により一層取り組むことができる状況となること、また、そうした自治会の役割や存在意義が地域住民の中で十分に共有されることが重要である。

市としては、自治会との関係性を改めて確認し、自治会への依頼事務を見直すなどの負担軽減策を促進するとともに、今後も自治会が自立的かつ活発に活動できるような支援に努められたい。

以上、本総務常任委員会所管事務調査報告書が、今後の持続可能な自治会運営の一助となることを望むものである。